令和６年８月２１日

筑紫野市議会
議長　赤司　泰一　様

会派　公明党筑紫野市議団
報告者　坂口　勝彦

令和６年度　公明党筑紫野市議団　研修報告書

公明党筑紫野市議団が参加した研修について報告します。

記

１．日　時
令和６年８月８日（木）から９日（金）　１泊２日

２．研修先及び研修項目
「自治体予算を考えるについて」
全国市町村国際文化研修所（住所：滋賀県大津市唐崎２丁目 13－1）

３．研修者　坂口　勝彦

４．内容　　別添のとおり

令和６年度　「自治体予算を考える」受講　報告

武庫川女子大学経営学部　教授　金崎　健太郎氏

日時　令和６年８月８日～9 日
場所　全国市町村国際文化研修所

【研修目的】
・自治体予算の原則・制度・歳入・歳出予算の基本的事項やチェックポイントについて学ぶ。
・財政診断をもとに、持続可能な財政運営方策について考える。
・地方公会計の基本的事項を理解し、その活用について学ぶ。

【内容】

予算の意義

① 自治体の行政がどのように行われるかを具体的に表現した一覧表
② 住民を代表して議会が首長をコントロールする手段
（議決により首長に執行権を賦与）
③ 予算を通じて首長が行政執行をコントロール
④ 住民に情報提供、納めた税金がどのように使われ、効果が住民に還元されるかを判断する基礎

予算の種類　当初予算/補正　通年予算/暫定予算　骨格予算/肉付け予算
一般会計予算/特別会計予算

会計年度独立の原理

各会計年度の歳出は、その年度の歳入を充てる。

予算の編成から成立・執行まで

・当初予算は約半年かけて、自治体の全組織を挙げてつくられる。
財政当局が中心となり、各部局との間で調整し、予算原案をまとめあげる。
・予算の調製権は地方公共団体の長に専属。
・市町村長が予算案を議会に提案。
・議会で審議、可決されると予算が成立。

予算の提案と議決

予算の提案は首長の専権。議会・議員には提案権がない。
年度が始まる前に年間を通じる本予算が成立する見込みがない場合、行政の中断を防ぐ”つなぎ予算“として、暫定予算を編成・議決。

専決処分

・特に緊急に議会を招集する時間的余裕がない場合等、首長は専決処分ができる。

【予算案のチェックポイント】

1，予算全体への視点

① 予算規模（全体の俯瞰図を得る）

② 財源不足の発生の有無、その処理

③ 一般財源の 確保の状況

2，健全な財政運営の視点

① 将来の財政負担の見通しと抑制

② 義務的経費の状況

③ 基金の積立、取崩しの状況

④ 行財政改革の推進

3、 予算に盛り込まれた政策、事業への視点

【歳入のチェックポイント】

・予算編成段階

① あらゆる資料に基づく正確な財源の捕そく

② 経済の現実に即応した収入の算定

・予算執行段階

① 適実且つ厳正な収入の確保

【自主財源と一般財源】

・自主財源：自治体が自主的に収入しうる財源→依存財源

（地方税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金
繰越金、諸収入）

・一般財源：使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源
→特定財源

（地方税、地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金等の交付金）

地方税：市町村税収の基幹税目は「固定資産税」と「市町村民税」
法人関係税は都市部への偏在のほか、景気による税収変動が大きい
市町村の歳入の約４割が市町村税、しかし約３分の２の市町村はそれを下回る

地方交付税：自治体間の財源の不均衡を調整し、一定の行政サービスを提供しうる財源を保障
標準的な財政需要を上回る自治体には交付されない

【地方交付税のしくみ】

・地方交付税の財源は、国税の一定割合＝地方固有の財源

・国税のかたちで国が代わって徴収。合理的基準で自治体に再配分。

・地方交付税の種類→普通交付税（９４％）・特別交付税（６％）

【地方交付税の算定方法】

基準財政需要額－基準財政収入額＝普通交付税額

＊基準財政需要額が等しくても、税収等の規模により、普通交付税の分配額が異なる。

【臨時財政対策債について】

・地方交付税の機能→どの自治体でも一定のサービスを提供できるよう財源を保障。

・国税５税の一定割合（法定率分）では、実際には必要額が不足。

・不足分について国負担分は特例加算、地方負担分は臨時財政対策債を発行。

【地方債】

・地方公共団体が１会計年度を超えて行う借り入れ（一時借入金）

・自治体の経費は地方債以外の収入で賄うのが原則（発行対象経費の制限）

【発行対策経費】

・建設事業の経費、災害対応の事務経費、地方債の借換、地方公営企業の経費出資金・貸付金、法律による特例で発行できる経費

（臨時財政対策債、過疎対策事業債、退職手当債）

【地方債発行に関する制限】

＜意義＞

・個々の自治体の円滑な財政運営の確保

（住民に対して円滑に行政サービスを提供し続けること）

・地方債全体の信用の維持

（課税権を実質的な担保）

【その他の歳入】

・分担金及び負担金・使用料及び手数料

単価の適正化、自動販売機設置の目的外使用料、広告料収入の確保

ほか

・財産収入

未利用の財産の積極的な活用、売却可能な財産の売却、基金の効率的な運用

ほか

・寄付金

ふるさと納税のＰＲ・利便性向上　ほか

【歳出に関する基本原則】
① 住民ニーズの反映、地域課題への対応
② 事業の必要性・緊急性、費用対効果
③ 行政改革の視点
④ 次年度以降の展開への考慮
⑤ 合理的な経費の見積もり　など

【事務処理の基本原則】
・住民福祉の増進を図る
・最小の経費で最大の効果をあげる
・常に組織・運営の合理化に努める、規模の適正化を図る

【歳出チェックポイント】
・義務的経費（人件費）
・操出金
後期高齢者医療事業会計、介護保険事業、国民健康保険事業会計、
公営企業会計などへ
（地方公営企業は独立採算が原則　ただし操出基準による負担区分ルールあり）

【予算規模】
一般会計を中心に、対前年度の伸び率、金額の増減と主要な要因に着目

【歳入の状況】
特に一般財源の増減に注目　税収の動向
歳出費目（目的別→増減と要因に着目）（性質別→義務的経費の状況に注意）
投資的事業の事業費とその増減
市債の残高の増減と推移
特別会計の規模と増減、その要因
基金残高の増減

【決算について】
決算：一会計年度の歳入歳出予算について作成する確定的な計数表
① 歳入予算にたいする出納の実績、歳出予算の適正な執行及びその成果を調査、その適否をみる。
② 次年度予算の執行の際の指針となる。

【決算関係書類】
決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書
証書類、監査委員の意見、主要な施策の成果を説明する書類

【普通会計について】
統計上、一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他会計と区分

【実質収支】

実質収支＝歳入決算額－歳出決算額－翌年度への繰越し財源

・黒字か赤字かを判断する際の中心

【実質収支比率】

・歳入と歳出のバランスの程度をみる

【単年度収支、実質単年度収支】

・実質収支を前年度と比較。

・単年度の現金の実質的な過不足額を把握

【財政力指数】

過去３年間の平均値　財政力指数が高い→留保財源が大→財源に余裕

【経常収支比率】

・地方税、地方交付税、地方譲与税など経常的な収入である一般財源のうち、どの程度が経常的な経費にとられているか？→政策的な経費などに回す余裕はどの程度あるのか？

【健全化判断比率】

・健全化判断比率のうちの１つ→将来負担比率

一般会計等の借入金や、第３セクター等まで含めた将来支払っていく可能のある負担額の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したもの

（将来の財政圧迫の可能性を表す）

＊将来負担額

普通会計の地方債現残高

債務負担行為に基づく支出予定額

事業会計の地方債元利償還金への普通会計の負担見込額

一部事務組合等の地方債元利償還金への負担見込額

職員の退職手当への普通会計負担見込額

第３セクター等の負債に係る負担見込額

連結実施赤字額

一部事務組合等の連結実施赤字額のうち普通会計負担見込額

【まとめ】

本市の予算編成方針では、「公共施設の長寿命化計画の推進のための多額の費用。扶助費などの社会保障関係経費の増加、原油価格・物価高騰の影響により光熱水費をはじめとする様々な費用の増加。建設工事における資材価格・労務費の増加、子ども施策充実や行政のデジタル化推進などによる歳出増が予想されることから、今後の財政状況は楽観できる状況にない。」とある。他自治体においても共通認識と捉え、グループ討議に参加した。その中で高齢化率が３４％台の自治体もあり、人口減少、少子高齢化は避けられないと痛感した。予算においては、限られた財源を有効に活用しているか。また、決算で費用対効果を重視しつつ、事務事業の内容等をチェックしていきたい。

【状況写真】